

(仮称) 浜里風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 2 7 年 1 0 月

株式会社道北エナジー

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
(1) 開催日時	2
(2) 開催場所	2
(3) 来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成27年8月19日（水）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に、方法書の縦覧・説明会に係る広告を掲載した。

- ・平成27年8月19日（水）付 北海道新聞（朝刊：33面）
- ・平成27年8月19日（水）付 日刊宗谷（朝刊：2面）
- ・平成27年8月19日（水）付 日刊留萌（夕刊：7面）

②インターネットによるお知らせ

平成27年8月19日（水）から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・幌延町のホームページ（別紙2-1参照）
<http://www.town.horonobe.hokkaido.jp/>
- ・豊富町のホームページ（別紙2-2参照）
<http://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/>
- ・天塩町のホームページ（別紙2-3参照）
<http://www.teshiotown.hokkaido.jp/>
- ・(株)道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト（別紙2-4参照）
<http://eeh-development.com/hamasato/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計4箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・北海道天塩郡幌延町役場
（北海道天塩郡幌延町宮園町1番地1）
- ・北海道天塩郡豊富町役場
（北海道天塩郡豊富町大通6丁目）
- ・北海道天塩郡天塩町役場
（北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目）
- ・北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課
（北海道稚内市末広4丁目2-27）

②インターネットの利用による縦覧

- ・(株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト
<http://eeh-development.com/hamasato/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 27 年 8 月 19 日（水）から 9 月 18 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：午前 9 時から午後 5 時まで（開庁時間に準ずる。）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、幌延町、豊富町、天塩町のホームページに当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 2 件であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 408 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 27 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 開催日時

- 第 1 回：平成 27 年 8 月 31 日（月） 19 時 00 分～20 時 00 分
- 第 2 回：平成 27 年 9 月 1 日（火） 13 時 00 分～14 時 00 分
- 第 3 回：平成 27 年 9 月 1 日（火） 19 時 00 分～20 時 00 分

(2) 開催場所

- 第 1 回：天塩町 社会福祉会館 （北海道天塩郡天塩町海岸通 5 丁目）
- 第 2 回：豊富町 定住支援センター （北海道天塩郡豊富町東 1 条 6 丁目）
- 第 3 回：幌延町 国際交流施設 （北海道天塩郡幌延町宮園町 1-8）

(3) 来場者数

- 第 1 回： 2 名
- 第 2 回： 4 名
- 第 3 回： 4 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成27年8月19日（水）から平成27年10月2日（金）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）

- ①縦覧場所に設置した意見箱への投函
- ②（株）道北エナジーへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は1通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は10件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 環境アセスメントの手続きについて

No.	意見の概要	当社の見解
1	○対象事業実施区域の見直しについて 貴社が本方法書で設定した対象事業実施区域（以下、「実施区域」と言う。）での風力発電施設の設置は、サロベツ地域の自然環境および鳥類の生息に対し大きな影響が予想されるため、事業自体の見直しを含めて、実施区域の位置を見直すべきである。 また、今回、貴社が実施区域を想定した幌延町に近接する天塩町や豊富町など北海道北部においては、既に他の事業および事業者が風力発電事業に係る配慮書や方法書を提出しているため、それぞれの事業案件毎に環境影響評価を実施するだけでなく、宗谷・留萌地方全体（稚内市・豊富町・幌延町・天塩町）での風力発電事業計画を公表し、その上で、各事業間の複合的かつ累積的な環境影響評価となるような調査内容を方法書に含め、宗谷・留萌地方全体の広域的な視点にも重きを置いて、実施区域の見直し、除外の検討をするべきである。 [実施区域の見直すべき理由] ・実施区域は、「利尻礼文サロベツ国立公園」の特別保護地区、第3種特別地域に隣接している。サロベツ原野は泥炭上に形成された湿原であり、低平地における国内最大の高層湿原を有する他、国内最大級の浮島のある腫沼や大規模な湿地溝の発達が見られるなど、国内では他に類を見ない規模の大きい湿原景観を有しているが、風力発電施設の存在は、湿原景観上に大きな影響を及ぼすことが強く懸念される。 また、実施区域は、道設夕来稚咲内鳥獣保護区に隣接し、かつ国指定サロベツ鳥獣保護区の極めて近くに設定されている。さらに、国際的にもラムサール条約湿地「サロベツ原野」に極めて近く、バードライフインターナショナルの重要野鳥生息地IBA（Important Bird and Biodiversity Areas）と一部重複していること。またこれらの地域は、オオワシやオジロワシなどの希少猛禽類、ハクチョウ類やガン・カモ類など、多数の渡り鳥のルートとなっていることは明らかである。	本方法書に示す対象事業実施区域については、配慮書段階での事業実施想定区域内で設定しており、その設定の経緯は以下に示すとおりです。 配慮書段階での事業実施想定区域については、利尻礼文サロベツ国立公園や国指定サロベツ鳥獣保護区、道指定夕来稚咲内鳥獣保護区、ラムサール条約登録湿地「サロベツ原野」等、環境保全上重要な区域が分布していることから、事業実施による環境影響の回避・低減は重要な課題と認識しており、環境に配慮すべき地域を予め回避した上で、風況や地形などの事業上の条件や人為的改変が及んでいる箇所を考慮し、現時点で発電所を配置する可能性がある範囲を包含するかたちで示しています。 一方で、事業実施想定区域内には、土砂採取等により人為的影響が及んでおり、既存資料による情報と実際の環境の状況が異なる可能性があることから、本方法書における対象事業実施区域の設定に際しては、環境の現状に応じて、より柔軟な対応が可能となるよう配慮書で設定した事業実施想定区域と同じ区域としました。 対象事業実施区域には、重要野鳥生息地（IBA）が一部含まれること、周囲には国指定サロベツ鳥獣保護区や道指定夕来稚咲内鳥獣保護区、ラムサール条約登録湿地「サロベツ原野」等、鳥類等の多様な生息環境が含まれることから、鳥類を含む多様な動物の生息の可能性があると認識しております。 今後は、方法書に基づく現況調査により、鳥類の生息状況や渡りのルート等の把握に注力し、得られた調査結果や専門家等からの助言を踏まえて、サロベツ地域の自然環境への影響やバードストライク等の鳥類への影響を含む、本事業による環境影響について、適切な予測及び評価を行います。 また、その結果を踏まえて、重大な影響が回避できないと予測された場合には、影響の原因や状況に応じた適切な環境保全措置を検討し、環境影響の回避・低減を図ります。

No.	意見の概要	当社の見解
1	さらに、実施区域周辺で鳥類観察を行っている専門家によれば、絶滅危惧Ⅱ類のチュウヒ、タンチョウ、準絶滅危惧種のミサゴ、オオタカ、ハイタカの生息が確認されている。特に鳥獣保護区やIBAは、野鳥の集団渡来地として選定されていることからわかるとおり、採餌地、ねぐらとして頻繁に利用されており、風力発電施設の建設及び施設の稼働はこれらに大きな影響を及ぼす。 さらに、鳥類に関する保護並びに自然景観の保全に関して述べれば、宗谷・留萌地方に夥しい風車が乱立された場合、鳥類の移動に対して風車が著しい障害壁となることに加え、当地域の良好な自然景観を著しく破壊することになる。 ・実施区域南側の既設風車では、既にわかっているだけでも今までに6羽のオジロワシが衝突死している。 一方、実施区域ではシロフクロウ、シロハヤブサといった希少な野鳥の観察記録があるほか、隣接する砂丘林等ではオジロワシが営巣し、さらに春秋の渡りの時期には、多くのワシタカ類が同区域や隣接する区域を通過・滞在するため、バードストライクの発生する可能性が高い。 また、秋に渡来するハクチョウの一部には、実施区域北側の稚内地区の海上から渡来して、砂丘林を超えてペンケ沼、パンケ沼に向かうグループがあるため、バードストライクや既設風車との累積効果など、これら野鳥の渡り経路を阻害する可能性が高い。 これら理由から、貴社が方法書で提示した場所を実施区域とすることは不適當である。	
2	本件のような大規模な計画においては、調査方法および調査結果の評価等に関する有識者検討会を開催、協議すべきである。	本事業においては、分野毎の専門的知見に基づく忌憚のないご意見を頂くため、各分野の専門家等に対して個別にヒアリングを行っていく方針です。 準備書以降の段階における現地調査結果に基づく環境影響の予測及び評価にあたっては、各分野の専門家等への個別ヒアリングにより調査結果や課題への対応の検討を進めていく方針としております。

2. 動物

No.	意見の概要	当社の見解
3	○ルートセンサス法について 1つのコースにつき、出現種数が飽和する4～6回のセンサスを行うことで1回の調査とし、2年間実施すること。	ルートセンサスの調査ルートについては対象事業実施区域内の主要な環境要素をすべて把握できるよう設定しており、それぞれの環境要素での鳥類相の把握に努めることで、対象事業実施区域及びその周囲の鳥類相を把握する予定です。 また、ルートセンサスのほか、ポイントセンサスや任意調査、希少猛禽類調査、渡り鳥調査等の他の鳥類調査時においても、確認種を可能な範囲で記録し、対象事業実施区域及びその周囲の鳥類相を網羅できるよう努めます。

No.	意見の概要	当社の見解
4	○ポイントセンサス法について 調査は毎月実施し、特に繁殖期など実施区域で鳥類の種数または個体数が増える時期には、月に2回以上の調査を実施すること。これは、近年の研究により、調査回数を重ねる方が、重ねない場合に比べ、風車に対する鳥類の衝突確率の計算結果において低い数字が算出される傾向がある（Douglas ら（2012））ことが分かってきたことによる。	ポイントセンサス法については、鳥類相及び個体数を一定時間内に定量的に把握することを目的に実施する計画です。各季節にそれぞれ調査を実施することで、季節毎の鳥類相及び個体数を把握できると考えております。 また、ポイントセンサスのほか、ルートセンサスや任意調査、希少猛禽類調査、渡り鳥調査等の他の鳥類調査時においても、確認種を可能な範囲で記録し、対象事業実施区域及びその周囲の鳥類相を網羅できるよう努めます。
5	○渡り鳥の調査について ①1週間連続した観察を1回の調査として月2回、または3日間連続した観察を1回の調査として月4回、2年間実施すること。これは、渡り鳥の種類や個体数、時期等には年による変動が見られ、記載されている調査頻度では、年ごとの変動および計画地における渡り鳥のピーク状況を把握することが難しく、より正確なデータを確保するのが難しいと判断されることによる。 ②垂直回しを含めたレーダー調査を活用し、計画地における海ワシ類およびその他猛禽類と夜間の小鳥の渡り状況を把握すること。これにより、鳥の種類は分からなくても、おおよその個体数と飛行高度を把握することで、実施区域が野鳥の渡り経路になっていないか、飛行高度等からみてバードストライクが発生する危険性がないか確認することが可能となると判断される。 ・渡り等で希少猛禽類が計画地を利用する頻度が高い時期には、月に2回以上の調査を実施すること。その必要性は、近年の研究により、調査回数を重ねる方が、重ねない場合に比べ、風車に対する鳥類の衝突確率の計算結果において低い数字が算出される傾向がある（Douglas ら（2012））ことが分かってきたことによる。	①鳥類（渡り鳥）の調査については、専門家の意見を踏まえ、1季あたり連続5日間×2回（1季あたり合計10日間）の調査を2季（春、秋）実施としました。また、希少猛禽類（渡り）についても、同様の調査日数の調査を別途2季実施し、その他の鳥類調査時にも鳥類の渡り状況を可能な範囲で確認し、渡りの状況を適切に把握することに努めます。 ②夜間の渡り鳥の状況を把握するため、専門家等のヒアリング結果も踏まえ、日の出前2時間及び日の入後2時間の夜間調査を実施し、日の出前と日の入後の夜間の状況についても把握致します。そのほか夜間のコウモリ類調査時や鳥類調査時において鳴き声の確認に努め、その状況を把握する予定です。なお、レーダー調査については、地形状況や障害物（樹木等の繁茂状況）等による制限をふまえ、実施の可否を検討します。
6	○鳥類（希少猛禽類）の調査について 希少猛禽類の繁殖が確認された場合には、繁殖期から幼鳥の分散開始までにおいて月に2回以上の調査を実施すること。その必要性は、近年の研究により、調査回数を重ねる方が、重ねない場合に比べ、風車に対する鳥類の衝突確率の計算結果において低い数字が算出される傾向がある（Douglas ら（2012））ことが分かってきたことによる。	鳥類（希少猛禽類）の調査は、1日8時間の調査を1月から8月の各月3日間とし、2ヶ年の調査を実施するため、衝突確率の算出に十分な観察時間を確保しているものと考えています。ただし、希少猛禽類の繁殖が確認された場合は、必要に応じて繁殖の成否や幼鳥の行動圏を把握するため、重点を置いて調査を実施するように致します。
7	計画地周辺には準絶滅危惧種の鳥類オオジシギが多数繁殖している可能性がある。オオジシギはディスプレイフライトを含む繁殖行動からバードストライクに遭う可能性が高いと考えられ、実際に、国内でもこれまでに複数のオオジシギが犠牲になっている。そのため、オオジシギの繁殖の有無、繁殖確認位置や行動、飛行高度の確認に最大限努めること。	既存資料調査から、対象事業実施区域の周囲にオオジシギが生息する可能性があることは把握していますので、周囲での繁殖状況や飛翔範囲、飛行高度等を記録し、その生息状況の把握に努めます。

No.	意見の概要	当社の見解
8	・コウモリの調査において、バットディテクターはフリーケンシー・ディビジョン式を用いるものとし、また、カスミ網またはハーブトラップによる捕獲調査も行い、計画地におけるコウモリの利用状況をできるだけ詳しく把握すること。	フリーケンシー・ディビジョン式バットディテクターについては、幅広い周波数帯を把握できることが特徴の一つであると理解しています。ご指摘を踏まえ、本調査で使用するバットディテクターについても、幅広い周波数帯を把握できるように、機種選定を検討してまいります。 カスミ網またはハーブトラップによる捕獲調査については、把握される種が低空を飛翔するコウモリ類に偏ることが想定されることから、実施の予定はありませんが、バットディテクターによる調査において、対象事業実施区域内の異なる環境を網羅するように地点配置を行うなどして、対象事業実施区域におけるコウモリ類の利用状況を可能な限り詳しく把握することとします。 なお、アセス手続きの各段階においては、専門家等のご意見を伺いながら進めていく方針です。

3. 景観

No.	意見の概要	当社の見解
9	風車設置による景観への影響について、北海道北部の景観がきわめて人工物の少ない自然度が高いものであることを十分に認識し、単に数値化した評価にならぬよう調査を行うこと。	北海道北部の景観は自然度が高いものであることは認識しており、施設が存在による景観の変化を適切に予測・評価することが重要と考えています。施設が存在及び供用による景観への影響は、フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法により予測を行い、指標となる数値のみならず、景観に対する地元住民や観光客等の価値認識も踏まえた評価に努めます。

4. 累積的影響

No.	意見の概要	当社の見解
10	本計画地は既に他事業者が計画を進めている計画地に近接していることから、鳥類および景観に対して、他の事業者による事業計画内容との複合的な影響について十分な調査を行うこと。	対象事業実施区域に隣接する地域で他事業者により計画されている事業については明らかになっている情報を踏まえて項目毎に累積的影響について検討致します。なお、累積的影響については、予測・評価手法が現段階では確立されたものではなく、今後も引き続き、各分野の専門家のご助言等も頂きながら、慎重に検討を進めます。

日刊新聞紙における公告

北海道新聞（平成27年8月19日 朝刊33面）

公 告

環境影響評価方法書の縦覧・説明会について
 環境影響評価法に基づき、仮称「浜里風力発電事業」の環境影響
 評価方法書（以下、方法書の縦覧及び説明会を左記のとおり公表
 します）

◆対象事業の概要

事業者の氏名 株式会社北エナジー
 代表者の氏名 坂本元晴（代表取締役）
 事務所所在地 北海道稚内市大字声間村字下声間155の19
 対象事業の種別 風力発電所設置事業
 対象事業の規模 風力発電所出力：最大10万kW程度
 風力発電機の基数：最大30基程度
 環境影響を受ける範囲と認められる地域 天塩郡幌延町、豊富町、天塩町

◆方法書の縦覧

縦覧の場所 幌延町役場 天塩郡幌延町宮園町1番地1
 豊富町役場 天塩郡豊富町大通6丁目
 天塩郡天塩町新米通8丁目
 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課
 北海道稚内市本広4-2-17
 縦覧期間 平成27年8月19日（水）から
 平成27年9月18日（金）まで
 縦覧時間 開庁日の午前9時から午後5時まで
 （開庁時間に準ずる）
 電子縦覧 <http://meeshdevelopment.com/hamahto/>

◆方法書説明会の開催

第1回 平成27年8月31日（月）19時～20時
 場所 天塩町社会福祉会館（天塩町海岸通5丁目）
 第2回 平成27年9月14日（火）13時～14時
 場所 豊富町定住支援センター（豊富町東1条6丁目）
 第3回 平成27年9月14日（火）19時～20時
 場所 幌延町国際交流施設（幌延町宮園町1の8）

◆意見書の提出方法

方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、
 方法書についてご提出するよう方法書の名称、環境の保
 護面により氏名及び住所、対象とする方法書の名称、環境の保
 全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送（消
 印有効）又は縦覧場所を設置された意見箱への投函
 により提出

◆意見書の提出期間

提出先及びお問い合わせ先
 北海道稚内市大字声間村字下声間
 1505番地19
 株式会社道北エナジー（担当：川井・中澤）
 〒098-6642
 Tel.0162-2641
 0162-2641

日刊宗谷（平成27年8月19日 朝刊2面）

**環境影響評価方法書の
縦覧・説明会について(公告)**

環境影響評価法に基づき、(仮称)浜里風力発電事業の環境影響評価方法書(以下、方法書)の縦覧及び説明会を以下のとおり公表します。

◆対象事業の概要

事業者の名称 株式会社道北エナジー
代表者の氏名 坂本元靖(代表取締役)
事務所のある地 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19
対象事業実施区域 幌延町対象事業の種類 風力発電所設置事業
対象事業規模 風力発電所出力:60,000kW、000kW程度 / 風力発電機の基数:最大30基程度
環境影響を受ける範囲と認められる地域:幌延町、豊富町、天塩町

◆方法書の縦覧

縦覧の場所:幌延町役場 北海道天塩郡幌延町宮園町一番地1、豊富町役場 北海道天塩郡豊富町大通6丁目、天塩町役場(北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目)、北海道総合総合振興局保健環境部環境生活課(北海道稚内市末広4-2-27) 縦覧期間:平成27年8月19日(水)から平成27年9月18日(金)まで / 縦覧時間:開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる) / 電子縦覧:
<http://ebh.development.com/hannaso/>

◆方法書説明会の開催

第1回:平成27年8月31日(月)19時~20時
天塩町 社会福祉会館 天塩郡天塩町海岸通5丁目
第2回:平成27年9月1日(火)13時~14時
豊富町 定住支援センター(天塩郡豊富町東1条6丁目)
第3回:平成27年9月1日(火)19時~20時
幌延町 国際交流施設 天塩郡幌延町宮園町18

◆意見書の提出方法書について環境の保全の見地からのご意見ををお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法:氏名及び住所、対象とする方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送(消印有効)又は縦覧場所に設置された意見箱の投函により提出 / 提出期間:平成27年8月19日(水)から平成27年10月2日(金)まで

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒090-6642
北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19
株式会社道北エナジー
TEL:066-262641
担当:川井 中澤

日刊留萌（平成27年8月19日 夕刊7面）

環境影響評価方法書の縦覧・説明会について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)浜里風力発電事業の環境影響評価方法書(以下、方法書)の縦覧及び説明会を以下のとおり公表します。

◆対象事業の概要

- ・事業者の名称：株式会社道北エナジー
- ・代表者の氏名：坂本元晴(代表取締役)
- ・事務所の所在地：北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19
- ・対象事業実施区域：幌延町
- ・対象事業の種類：風力発電所設置事業
- ・対象事業規模：風力発電所出力：60,000k100、000kw程度/風力発電機の基數：最大30基程度

環境影響を受ける範囲と認められる地域

◆方法書の縦覧

縦覧の場所：幌延町役場(北海道天塩郡幌延町宮園町1番地)、豊富町役場(北海道天塩郡豊富町大通6丁目)、天塩町役場(北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目)、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課(北海道市市未だ412127/縦覧期間：平成27年8月19日(火)から平成27年9月18日(金)まで/縦覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで/開庁時間に準ずる)電子縦覧：<http://ceh-development.co.jp/famasaot/>

◆方法書説明会の開催

第1回：平成27年8月31日(月) 19時~20時
天塩町 社会福祉会館(天塩郡天塩町海岸通5丁目) 13時~14時
第2回：平成27年9月1日(火) 19時~20時
豊富町 定住支援センター(天塩郡豊富町東1条6丁目) 19時~20時
第3回：平成27年9月1日(火) 19時~20時
幌延町 国際交流施設(天塩郡幌延町宮園町118)

◆意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの方意見をお持ちの方は、書面により提出することができま。

提出方法：氏名及び住所、対象とする方法書の名称、環境の保全の見地からの意見を記載し、左記まで郵送(消印有効)又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出/提出期間：平成27年8月19日(火)から平成27年10月2日(金)まで

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19
株式会社道北エナジー
TEL：0162-2612641
担当：川井、中澤

インターネットによる「お知らせ」
(幌延町のホームページ)



HOME	ホーム	まちの紹介	まちの観光	町政情報	防災情報	役場の仕事
------	-----	-------	-------	------	------	-------

暮らしの情報

医療・健康

まちづくり町民参加

まちの財政

まちの産業

広報ほろのべ

幌延町例規類集

各様式ダウンロード

幌延町議会

教育委員会



ホロベ
幌延町
マスコットキャラクター



ブルピー
ブルーボビーの
マスコットキャラクター

豊富・幌延
ガイドブック 電子版

ホーム ＊ 役場担当部署一覧 ＊ 総務課 ＊ (仮称) 浜里風力発電事業の環境影響評価方法書について

(仮称) 浜里風力発電事業の環境影響評価方法書について

環境影響評価法に基づき、(仮称) 浜里風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧及び説明会についてお知らせします。

- ◆事業者の名称
稚内市大字声間村字下声間1505番地19
株式会社道北エナジー（代表者：代表取締役 坂本元靖）
- ◆方法書の縦覧
(仮称) 浜里風力発電事業 環境影響評価方法書
縦覧場所：幌延町役場総務課
縦覧期間：平成27年8月19日（水）から平成27年9月18日（金）まで
縦覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで
- ◆意見書の提出
方法書について、環境保全の見地からの意見を書面で提出することができます。
・提出方法：氏名及び住所、対象とする方法書の名称、環境保全の見地からの意見を記載し、郵送（消印有効）又は縦覧場所 に設置された意見箱への投かんによる提出
・提出期間：平成27年8月19日（水）から平成27年10月2日（金）まで
- ◆対象事業の概要
(仮称) 浜里風力発電事業
対象事業実施区域：幌延町
対象事業の規模：風力発電所出力 60,000～100,000kW程度、風力発電機の基数：最大30基程度
環境影響を受ける範囲と認められる地域：幌延町、豊富町、天塩町
- ◆意見書の提出先及び問い合わせ先
〒098-6642 稚内市大字声間村字下声間1505番地19
株式会社道北エナジー（電話番号：0162-26-2641 担当：川井、中澤）

 [【詳細版】浜里風力発電事業 環境影響評価方法書の公表について（PDF：129KB）](#)

 [【電子縦覧】環境影響評価図書ウェブサイト](#)

問い合わせ先・担当窓口

総務課

メールアドレス： zusr-som@town.horonobe.hokkaido.jp
電話番号：01632-5-1111
ファックス：01632-5-2971

インターネットによる「お知らせ」
(豊富町のホームページ)





雄大な自然環境に恵まれた町

[トップページ](#) [風力発電事業に関する環境影響評価方法書の電子縦覧について](#)

風力発電事業に関する環境影響評価方法書の電子縦覧について
内で検索

風力発電事業に関する環境影響評価方法書の電子縦覧について

[印刷用ページへ](#)

検索

検索する文字を入力してください。
風力発電事業に関する環境影響評価方法書の電子縦覧について

豊富町のプロフィール

豊富町観光大使

町政のご案内

観光情報

豊富町の産業

豊富町へのアクセス

広報とよとみ

町からのお知らせ

暮らしの便利帳

豊富町国民健康保険病院

豊富町立小中学校

風力発電事業に関する環境影響評価方法書の電子縦覧について

環境影響評価方法書の電子縦覧のURLを以下の通り掲載します。

豊富町役場(2階商工観光課内)でも8月19日(水)～9月18日(金)まで縦覧することが可能です。

事業者名: 株式会社道北エナジー

事業名: (仮称) 浜里風力発電事業

電子縦覧: <http://eeh-development.com/hamasato/>

インターネットによる「お知らせ」 (天塩町のホームページ)


北海道天塩町
 Hokkaido teshio town official website.

[サイトマップ](#)
[お問合せ](#)

文字の大きさ
 大
中
小



天塩町の紹介
 天塩町の産業
 暮らしの情報
 税金・年金・国保
 健康と福祉
 町のしくみ・しごと
 公共施設等の案内
 天塩町の教育
 天塩町議会
 天塩町選挙管理委員会
 地方創生総合戦略
 一村一芸事業
 サイトマップ
 リンク集
 お問合せ

防災無線フリーダイヤル
 防災無線が聞き取りにくい場合、録音音声により固定電話・携帯電話から利用できます。ただし、**1時間以内**での対応となっております。

0800-800-1545
 (通話料無料)
 混み合っている場合は、時間を置いて再度おかけください。

天塩町の人口

人口	3,278人	(+6)
男	1,656人	(+5)
女	1,622人	(+1)
世帯数	1,595世帯	(+6)

 平成27年6月末現在

RSS/ATOM
 RSS 2.0 Atom

北海道天塩町 > 新着情報 > (仮称) 浜里風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について
(仮称) 浜里風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について
 ページ作成日：2015年08月19日 ページ最終更新日：2015年09月16日 カテゴリー：新着情報
(仮称) 浜里風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について
 「環境影響評価法に基づき、(仮称) 浜里風力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧及び説明会について、以下のとおりお知らせします。
 1. 事業者の名称
 株式会社道北エナジー
 代表者 代表取締役 坂本 元靖
 所在地 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19
 2. 方法書の縦覧
 ・(仮称) 浜里風力発電事業 環境影響評価方法書
 公表の場所：天塩町役場企画商工課、幌延町役場総務課、豊富町役場、
 宗谷総合振興局保健環境部環境生活課
 縦覧期間：平成27年8月19日（水）から9月18日（金）まで
 縦覧時間：開庁日の午前9時から午後5時まで（開庁時間に準じる）
 ・(仮称) 浜里風力発電事業 環境影響評価方法書
 電子縦覧：<http://eeh-development.com/hamasato/> 
 3. 方法書説明会の開催
 第1回：平成27年8月31日（月）19時00分から20時00分 天塩町 社会福祉会館
 第2回：平成27年9月1日（火）13時00分から14時00分 豊富町 定住支援センター
 第3回：平成27年9月1日（火）19時00分から20時00分 幌延町 国際交流施設
 4. 対象事業の概要
 ●事業名称：(仮称) 浜里風力発電事業
 ・対象事業実施区域：天塩郡幌延町
 ・対象事業の種類：風力発電所設置事業
 ・対象事業の規模：風力発電所出力：60,000～100,000kW程度、風力発電機の基数：最大30基程度
 ・環境影響を受ける範囲と認められる地域：天塩郡天塩町、幌延町、豊富町
 5. 意見書の提出
 方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。
 提出方法：氏名及び住所、対象とする方法書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（消印有効）又は縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出
 提出期間：平成27年8月19日（水）から10月2日（金）まで
 6. 意見書の提出先及びお問い合わせ先
 〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19 株式会社道北エナジー
 TEL 0162-26-2641 担当：川井、中澤

[リンクについて](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#) | [個人情報の保護について](#)

北海道天塩町
 天塩町企画商工課
 〒098-3398 北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目
 電話：01632-2-1001 FAX：01632-2-2659
 e-mailからのお問合せは、こちらのお問合せフォームをご利用ください。

© 北海道天塩町 All Rights Reserved.

インターネットによる「お知らせ」
 ((株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト)
 (1)

【トップページ】

環境影響評価図書ウェブサイト



お知らせ

- 平成27年8月19日(水) [\(仮称\) 浜里風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について](#)
- 平成27年8月19日(水) [\(仮称\) 浜里風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について](#)
- 平成27年4月10日(金) [\(仮称\) 浜里風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表を終了しました](#)
- 平成27年3月10日(火) [\(仮称\) 浜里風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表について](#)
- 平成27年3月10日(火) [\(仮称\) 浜里風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について](#)
- 平成27年3月10日(火) [\(仮称\) 浜里風力発電事業 ホームページを開設致しました](#)

計画概要

対象事業の名称	(仮称) 浜里風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 60,000～100,000kW程度
対象事業実施区域	北海道天塩郡幌延町

お問い合わせ

株式会社道北エナジー

住 所：〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19

担 当：川井、中澤

電話番号：0162-26-2641

インターネットによる「お知らせ」
((株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト)
(2)

【環境影響評価方法書の電子縦覧について】

(仮称) 浜里風力発電事業に係る環境影響評価方法書の電子縦覧について

平成27年8月19日
株式会社道北エナジー



当社は、平成27年8月19日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 浜里風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」) 及びこれを要約した書類(以下、「要約書」) を届け出ました。方法書及び要約書を、環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

方法書

表紙・目次	方法書 1/11 [232KB]
第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書 2/11 [57KB]
第2章 第一種事業の目的及び内容	方法書 3/11 [1.86MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	
3.1 自然的状況	方法書 4/11 [15.86MB]
3.2 社会的状況	方法書 5/11 [7.04MB]
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	方法書 6/11 [6.84MB]
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	方法書 7/11 [653KB]
第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	方法書 8/11 [5.72MB]
第7章 その他環境省令で定める事項	方法書 9/11 [1.74MB]
第8章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表氏名及び主たる事務所の所在地	方法書 10/11 [74KB]
資料編	方法書 11/11 [834KB]
要約書	要約書 PDF [8.70MB]

方法書及び要約書は、平成27年8月19日(水)～平成27年9月18日(金)の期間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものです。(承認番号 平27情使、第395号)
本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。
本書に掲載した地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用しています。(承認番号 平27情使、第249号)

インターネットによる「お知らせ」
((株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト)
(3)

【環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について】

(仮称) 浜里風力発電事業に係る環境影響評価方法書の
縦覧場所・意見書の提出・説明会について

平成27年8月19日
株式会社道北エナジー



当社は、平成27年8月19日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 浜里風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」) 及びこれを要約した書類(以下、「要約書」) を届け出るとともに、北海道知事、幌延町長、豊富町長及び天塩町長に送付しました。届出・送付した方法書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づいた縦覧の実施に加え、説明会を開催致します。

縦覧について

縦覧場所：	北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 北海道天塩郡幌延町役場 北海道天塩郡豊富町役場 北海道天塩郡天塩町役場
縦覧期間：	平成27年8月19日(水) から平成27年9月18日(金) まで
縦覧時間：	土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで(開庁時間に準じます。)
電子縦覧：	下記にて電子縦覧を実施いたします。 http://eeh-development.com/hamasato/

意見書の提出について

提出方法：	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む) をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間：	平成27年8月19日(水) から平成27年10月2日(金) まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式：	(仮称) 浜里風力発電事業 環境影響評価方法書に対する意見書の提出について[136KB]

住民説明会の開催について

第1回：	平成27年8月31日(月) 19時～20時 天塩町 社会福祉会館(天塩郡天塩町海岸通5丁目)
第2回：	平成27年9月1日(火) 13時～14時 豊富町 定住支援センター(天塩郡豊富町東1条6丁目)
第3回：	平成27年9月1日(火) 19時～20時 幌延町 国際交流施設(天塩郡幌延町宮園町1-8)

お問い合わせ

社 名：	株式会社道北エナジー
住 所：	〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19
担 当：	川井、中澤
電話番号：	0162-26-2641

ご意見記入用紙

○意見書の郵送先 〒098-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間 1505 番地 19
株式会社道北エナジー
担当：川井・中澤 宛（TEL 0162-26-2641）

○意見書の提出期限 平成 27 年 10 月 2 日（水）〔当日消印有効〕

平成27年 月 日

[illegible]

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。